

第4回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議の概要		
開催日時	平成25年 8月29日(木) 午前10時～12時	
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第16会議室	
議 題	1、開会 2、案件 (1)奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 第3回審議会の確認 (2)奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて ・地域コミュニティ政策について ・NPO政策について 3、その他 4、閉会	
出席者	委員	伊藤 俊子 委員、梅林 聡介 委員、澤井 勝 委員、辻中 佳奈子 委員、中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員 【計9人出席】
	事務局	今西市民活動部長、萩原市民活動部次長、南総合政策部理事、堀内協働推進課長、澤野井地域活動推進課長、上羅地域教育課長補佐、事務局(協働推進課)
開催形態	公開(傍聴人0人、報道関係者1人)	
決定事項	特になし	
担当課	市民活動部 協働推進課	
議事の内容		
1、開会 2、案件 (1)奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 第3回審議会の確認 ▶ 事務局より、第3回審議会の確認及び、第4回審議会の論点整理を行った。 (2)奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて ①市民参画及び協働によるまちづくり審議会について ▶ 主な意見は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域は、大きく分類すると、「自治連合会が中心となっている地域」と、「社会福祉協議会が中心となっている地域」、そして「それらの団体の連携ができていない地域」の3つに分類される。それらの地域がどうコミュニティを作っていくのかについて、地域ごとに条件を想定する必要がある。 ・ 多種多様な地域について、奈良市のコミュニティ政策としてどう位置づけるのかを考えるのが本審議会の役割である。審議会として、方向性についての整理機能が果たせられると良いと思う。 ・ 地域の多様性を尊重しながら、コミュニティ政策の議論を行う必要がある。 ②コミュニティ政策について		

➤ 主な意見は以下のとおり。

i. 地域の現状について

- 地域が少しでも良くなるためにはどうすれば良いかを考えるのが自治連合会長の役目である。
- 奈良市自治連合会の中で、今は各自治連合会から声をかけて協議会を作っているという動きになっている。
- 自治連合会が中心になれない地域の住民の声をどう聞いていくのか疑問である。
- 社会福祉協議会が中心の地域もあれば、自治連合会と社会福祉協議会が別に動いている地域もある。それを今後どうしていくのか、という議論が出てくる。
- 行政は縦割りだと言うが、住民も縦割りである。

ii. 地域まちづくり推進協議会について

<地域間の差について>

- 奈良市は都会型と農村型に分かれているため、農村の中に振興住宅が入った地域では、まとめることが大変である。
- 今後、地域まちづくり推進協議会の設立が進んでいく地域と進まない地域の差が極端に出てくる。それをどのようにしていくかの議論を、今から始めていく状況だと思う。
- 地域まちづくり推進協議会については、本来、地域の成熟度が高まってきてから設立するものなので、到達するには10年かかる地域もあるだろう。1年や2年でできると考えない方が良い。

<住民について>

- 地域まちづくり推進協議会は住民自治の実体化なので、住民がリーダーシップをとるのが当然だと思う。市役所が言うから仕方なしにやるということではいけない。
- 自治会活動に参加していない人に参加してもらうためには、参加することで住民にとってメリットがあるということを伝達する手段も考えないといけない。
- 最終的には住民が自分達で気づかないといけないが、気づきの場やコミュニケーションの場の設定を行政が支援していかないといけない。初動期、結成期、行動開始期、充実期、自立期に分けて、各段階で行政支援のスタイルを変えていく必要がある。

<自治連合会について>

- 自治会長だけでなく周辺の人に伝達する手段も考えないといけない。
- 自治連合会を抜きにした地域まちづくり推進協議会は、心臓がない協議会と同じで決して動かない。そうすると、自治連合会がない地域は、新しく仕組みをつくる絶好の機会であり、協議会にも様々なバリエーションがあるということを理解してもらえば良い。また、それは行政の責任ではなく住民自らの住民自治の行使であるため、方程式はない。

<条例への明記について>

- コミュニティ政策について、どの様に条例に書き込むのが問題である。
- 地域まちづくり推進協議会の設置の細目まで議論するには、もう少し時間と労力が必要であるため、方向性だけ条例に明記するという方法もある。
- 正式名称だけ決め、「地域の総意によって認定された地域まちづくり協議会を作ることができる」、「市長は、まちづくり協議会の条件が満たされていると認定するものとする」と条例で一文だけ書き、細目については「規則によって定め

る」しておけば良い。

- 現在、自治連合会の中で、地域まちづくり推進協議会の設立と共に、条例も含めて考えないといけないという議論が出てきた。また、条例に具体的に入れる内容の話も出てきており、もう少し議論を進めることで、条例に部分的に明記する話も出てくるかと思う。
- (事務局)自治連合会の中で、地域まちづくり推進協議会検討委員会を立ち上げ、その中で色々議論して進めていただいている。審議会としては議論の経緯を見守っていただき、機運の状況で改正などの議論を再度行えたらと考える。

iii. 地域コーディネーターについて

- 地域でのコーディネーター機能をどうするか問題となる。自治連合会と社会福祉協議会の連携や、テーマ別の団体との関係など、それらをどうつなぐかが未整備で、コミュニティ政策の中にまだできていない。具体的にどうやって自治連合会、社会福祉協議会、防災防犯組織を学区レベルでどの様にするかについて議論があっても良いと思う。
- 立場や文化の違いや、行政の仕組みを伝えるコーディネーターの役割は必要である。また、会議の進め方、議論の方法、計画や報告書の作り方を知らない人に、コーチングやファシリテートしていく支援も必要である。このような地域コーディネーターの役割を担う行政職員も養成していかないと、現在の縦割行政の中では進んでいかない。
- 条例の中にその様な支援を行う職員の位置づけも書いた方が良い。

③NPO政策について

- 事務局より、他自治体の条例文言の紹介および、市民提案制度の説明を行った。

資料1～3

- 主な意見は以下のとおり。

i. 市民公益活動推進会議について

- 市民公益活動推進会議はどうなったか。
⇒(事務局)市民参画及び協働によるまちづくり条例検討委員会の委員の方々が、本審議会と市民公益活動推進会議に分かれた。市民公益活動推進会議では(仮称)市民公益活動支援センターの機能と運営形態等に関してのご議論をいただき、その後1%条例の議論を行っていただいた後、任期満了によりその役割は終了している。
- NPO法人条例指定制度と市民公益活動推進会議との関係は。
⇒(事務局)NPO法人条例指定制度検討委員会は、市民公益活動推進会議とは別に設置した委員会である。
- NPO法人条例指定制度検討委員会では、市民提案制度について議論したことはあるか。
⇒(事務局)市民提案制度については議論していない。NPO法人条例指定制度検討委員会では、昨年度、税制改正に伴う寄附金控除を受ける団体の基準及び手続き等に関する議論を行ったので、今年度はNPO法人以外の団体への財政支援について議論していく予定である。

ii. 市民提案制度について

＜市民企画事業について＞

- 奈良市では平成21年度に市民企画事業が終了したが、その評価と総括は。
⇒（事務局）市民企画事業を平成18年度から21年度まで4年間実施した。当時の市長の意向で限度額を設けなかったため高額な提案もあった。そのため、事業を採択したが財政的に実施が不可能であったり、観光部局に採択事業が偏り、本来の事業ができないという課題もあったため、終了とした。担当課としても、他自治体でも実施しているような市民からの提案制度は必要だと認識しており、条例に、コミュニティ政策と共にNPO政策としても何らかの方法で明記したい。しかし、その為には市民提案制度の内容について充分議論する必要がある
- 過去の実績を知りたい。
⇒次回の審議会で資料を提出することとなった。

＜提案事業数について＞

- 市民からの事業提案は思った以上に出てこないが、市民が悪いわけではなく、協働が理解されていないため、どうゴールして良いか分からないからである。そのため市民提案制度は、協働の啓発と共に実施していかないと広がらない。
- 提案事業数は、提案の方法や、広報の方法、市民の理解度にも影響されると思う。

＜実施について＞

- 市民提案型か行政提案型かについては大きな問題ではない。市民提案制度はシンボリックな事業であって、事業数は市民の熟度や参画協働の広がりによって変わっていく。だんだん参画協働による自治体運営が定着していると思う。
- 実施することに意義がある制度であり、行政提案型より市民提案型の方が何段階か整理が必要である。また、提案の事前相談が無いと難しい。採択されなかったときの市民からの失望や不信感を招かないためにも、窓口のきめ細かい対応が必要となる。

＜条例への明記について＞

- 条例を改正しなくても市民提案制度は実施できないのか。
⇒（事務局）条文がないと実施できないわけではないが、条文で制度を担保しようというものである。
- 制度設計をはっきりしないと、条例に書くとしても書けないのではないか。
⇒（事務局）制度の骨格ができていないため、市民提案制度をどうするか早く考えていかなければならない。
- 市民提案制度について条例で明記してほしいが、審議会の中でも明記するための決め手を打ち出すことができるかが重要である。
- 参画協働に関する重要な柱になることは事実だが、条例には規則委任として書けばよい。また、条例に明記することについての方向を確認することは良いが、制度設計については議論が必要であるため、細部については規則委任を前提に議論すれば良いと思う。

④協働事業について

➤ 主な意見は以下のとおり。

- 奈良市民の税金を奈良市内で使うというのは参画協働において有効な政策であり、経済面から考えることも大事である。
- 政策形成段階における、一般市民公募や、NPO団体、コミュニティ団体の代表者の参加は、大きな協働事業である。一般市民公募による審議会への参加も統計に入れることで、参画協働の実態を表すことができると思う。市民参画による総合計画策定や消防基本計画策定は多く行われているため、数値としてあ

げたほうが説得力があると思う。

- (事務局) 協働事業調査を始めたときは、協働の質が「協議なし」という事業が多かったが、協働の研修や本調査を行う中で、「企画段階から協議する」という事業が増えてきていると感じている。このように、事業数も増えていると共に、中身も充実してきている。

⑤参画・協働について

➤ 主な意見は以下のとおり。

- 参画協働は、奈良市を活性化・再生させていく究極的な手法である。行政経営に市民が参画協働することと、市民社会経営に行政が支援し参加していくことの、相互乗り入れが必要である。これらが行われることで、行政・議会・住民の相互理解が深まる。このように、住民自治の改革と活性化をはかるために、住民と行政の双方が力を出し合い相互乗り入れをはかることが、参画協働条例の本義だと思う。

⑥今後の進め方について

➤ 主な意見は以下のとおり。

i. 提言書案について

- 審議会で議論していただいた経緯を含めて、提言書案を作成する。提言書案については事務局と相談という形で会長・副会長で案を作って、それをもとに議論していく。
- 提言書の最後に、方向性や理念を書いておいた方が良い。

ii. 審議会の進め方について

- 来年の2月頃に自治連合会から地域まちづくり推進協議会検討委員会の中間報告があり、条例改正の時期も含めてコミュニティ政策についての条例文言の議論になってくると思う。その前の段階で、本審議会として、審議会委員がそれぞれ所属している団体からの議論があれば、議論していただければと思う。今はまだ具体的な案が無いので、自治連合会からの議論を待つという事になる。その点について、社会福祉協議会から、コミュニティについての要望等があれば、今後の議論の中で提案して頂ければと思う。特に、NPOについて、地域まちづくり推進協議会の中では関わりにくいのが現状だと思う。そのため、議論していく中で、接点があれば議論していくという進め方になると思う。
- (事務局) 条例を改正することについては問題ないが、書くとすればどの内容にするか、タイミングをどうするかが論点だと思う。今年度、議論が少ない中で3月までに改正を行うべきなのか、自治連合会からの中間報告が2月に出るため、自治連合会との話が進む中でもう少し議論を行い、条文についてある程度の方向性が出るのであれば平成26年度になってからの条例改正でも良いと思う。

3、その他

- 次回の審議会について
10月30日(水) 15時から

4、閉 会

以上